

藤枝市長 宛

福祉用具貸与・購入及び介護予防福祉用具貸与・購入 同一品目複数貸与・購入の理由確認書

提出日 年 月 日

指定居宅介護（介護予防）支援事業所名

管理者氏名	担当者氏名
(委託元)	

下記のとおり、提出します。

被 保 険 者	氏名		生年月日	年 月 日
	被保険者番号		要介護度	要支援・要介護（ ）
	認定有効期間	年 月 日から		年 月 日まで

【現在利用しているサービス】	【住宅改修の有無】（有 ・ 無 ） 【改修箇所と内容】
----------------	--------------------------------

【現在利用している福祉用具】 貸与・購入数を記入すること。

貸与					
車いす	自走用・介助用・電動		特殊寝台		
車いす付属品	クッション・パッド		特殊寝台付属品	サイドレール	
	電動補助装置			マットレス	
	テーブル			ベッド用手すり	
	ブレーキ			テーブル	
床ずれ防止用具				スライディングボード・スライディングマット	
体位変換器		歩行器			介助用ベルト
手すり		スロープ		認知症老人徘徊感知機器	
歩行補助つえ		自動排泄処理装置		移動用リフト	床走行・固定・据置

購入（選択制対象用具のみ）			
スロープ		歩行補助つえ（松葉づえを除く）	
歩行器（歩行車を除く）			

【重複して利用が必要な福祉用具】 利用予定数及び「貸与・購入」の種別を記入すること。

用具名	種別	利用予定数
	貸与・購入	
	貸与・購入	

【利用開始予定日】 年 月 日

【重複して利用が必要な理由】

【貸与見直しの予定】 年 月 日

藤枝市記入欄	算定の可否	可 ・ 否	算定開始日	年 月 日
--------	-------	-------	-------	-------

備考

福祉用具貸与・購入及び介護予防福祉用具貸与・購入 同一品目複数貸与・購入の理由確認書について

提出資料・・・提出された資料は返却しません。

- ・ 同一品目複数貸与・購入の理由確認書
- ・ 居宅介護（介護予防）サービス計画（原案）・・・写し
- ・ サービス担当者会議録・・・写し
- ・ 支援経過（前3ヶ月分）・・・写し
- ・ 複数貸与・購入する用具のカタログ（既に借りている用具については写真でも可）

※手すり、スロープは複数の使用が想定できるため、確認書の提出は不要。

※歩行補助つえは「歩行という一つの動作を行うために2本必要」という理由であれば
確認書の提出は不要。

注意事項

- ・ 貸与・購入開始前に確認書の提出を行い、藤枝市より算定「可」の確認書を受理していること。
- ・ 貸与・購入開始前に確認書の提出が行われなかった場合、給付の対象とはなりません。
ただし、緊急やむを得ない場合は、緊急対応の翌市役所開庁日に介護福祉課へ連絡をすること。
- ・ 認定更新、区分変更のみならず、用具貸与についての見直しを行う場合はその都度申請が必要です。
- ・ 新規認定申請中や区分変更申請中から利用する場合は暫定ケアプランによる申請が必要です。
- ・ 暫定ケアプランから本プランへの用具貸与・購入における内容変更がない限りは、暫定ケアプランで受けた算定「可」は有効です。
- ・ 算定「否」となる場合や認められない期間については自費利用となりますのでご注意ください。

令和6年4月から、一部の福祉用具について、貸与と購入を選択できるようになりました。

選択制が導入された福祉用具のうち、歩行補助つえ及び歩行器については、以下の通り取り扱います。

- ・ 介護保険給付により購入した福祉用具と同一品目の福祉用具を貸与により併用する場合についても、同一品目複数貸与に準じて確認申請書を提出してください。
- ・ 購入から貸与への切り替え等、同時併用しない場合は確認申請書の提出は求めませんが、購入後に貸与への切り替えを行う場合は、ケアプラン等に理由や検討内容を記載してください。